

天理市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第7号

天理市手数料条例の一部を改正する条例

天理市手数料条例（平成12年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第12号中「に基づく犬の登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により当該犬の登録の申請があったものとみなされる場合を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の天理市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の犬の登録に係る手数料から適用し、同日前の犬の登録に係る手数料については、なお従前の例による。